

令和6年度第2回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和6年9月2日（月）

午後1時30分から

場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて

議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第4号 登録の移替えの延期を定めることについて

日程第3 その他

3 その他

議案第 1 号

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに

選挙人名簿登録者数の確定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定による選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数を次のとおり確定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数

別紙のとおり

議案第 2 号

在外選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 第 2 号により、
在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

記

抹消年月日	最終住所又は本籍	氏 名	生年月日	備考
令和 6 年 9 月 2 日	省略			
令和 6 年 9 月 2 日				
令和 6 年 9 月 2 日				

議案第 3 号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 6 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

登録 年月日	最終住所 又は本籍	経由領事館 の名称	氏名	生年月日	備考
令和 6 年 9 月 2 日	省略				

議案第 4 号

登録の移替えの延期を定めることについて

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙に伴い、
公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 7 条ただし書きの規定に
より、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

記

登録の移替えを延期する期間

令和 6 年 9 月 2 4 日から令和 6 年 1 0 月 2 7 日まで